



客待ちタクシーの待機駐車等の改善に関する調査 〈調査結果に基づく所見表示〉

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政全般を対象として、主に合规性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この調査は、仙台市繁華街等における客待ちタクシーの違法駐車や交通渋滞が社会問題化している状況や、東北圏域の他の都市部においても、タクシーの違法駐車解消が課題となっている状況を踏まえて、これらタクシーの違法な駐停車の改善を望む地域住民の声（行政相談）等に基づき、全国で初めて実施したものです。

- 仙台市、青森市、秋田市内の繁華街を中心に、客待ちタクシーの違法な待機駐車等の実態を実地に調査（東北管区行政評価局が企画立案し、青森・秋田行政評価事務所を動員して調査）
- 客待ちタクシーの待機駐車等問題に関する市民及び事業者の意識を把握
- 調査結果は、平成18年3月31日（金）、東北管区行政評価局が東北運輸局に対して所見表示

シンボルマークのコンセプト

日本の国土を示す四角い枠から勢いよく飛び出していく球体は、総務省の姿を表し、国民の目につきにくい社会基盤も支えつつ、国と地方、国と国民、国民と生活、国民と海外といった要素を情報ネットワーク化によって密接に結びつけ、これまでの活動領域にとどまらない創造性豊かな活動を表しています。

〈本件連絡先〉

総務省青森行政評価事務所
評価監視官
安孫子 成志
(電話)017-734-3354



調査の背景等

タクシーを取り巻く環境

- 平成14年2月の需給調整の廃止等の規制緩和後、タクシー事業者の新規参入、車両数の大幅な増加
【規制緩和後の新規参入事業者数及び車両数（東北6県：16年度末）】
 - ・新規許可事業者数：198事業者
 - ・増加車両数：980台
- 景気の低迷等による需要の減少
【輸送人員・営業収入（東北6県：16年度）】
 - ・輸送人員：124百万人（13年度比9%減）
 - ・日車営収：21,058円（13年度比12%減）

客待ちタクシーによる交差点内駐車、二重駐車等に伴う交通渋滞が発生、社会問題化

関係機関・関係団体では、様々な対策を実施

【東北運輸局・運輸支局】

「仙台圏におけるタクシー問題対策協議会」の設置及び改善方策の検討、駐停車違反実態調査、監査及び行政処分等の実施

【各県タクシー事業者団体】

警備員や街頭指導員による街頭指導（巡視）の実施、仙台駅西口タクシープールの入構ルールの創設、利用者に対する乗車マナーの啓発活動、等

仙台市内のタクシーの駐停車違反件数（H17年度（12月末現在））

1,023件（月平均114件）
《月ベースで16年度の約2倍》

タクシーの駐停車違反件数は逆に増加

当管区局等の行政相談に依然としてタクシーの違法な待機駐車等の改善を求める声

所見表示事項

- 1 タクシー事業者における適正な運行の確保等
- 2 タクシー待機所確保に向けた取組の推進

東北管区行政評価局長

所見表示

東北運輸局長
平成18年3月31日

所見表示事項1 タクシー事業者における適正な運行の確保等

調査結果

客待ちタクシーの待機駐車等の実態

- 違法な待機駐車等を行っていたタクシーが青森市内で延べ739台、仙台市内で延べ984台、秋田市内で延べ407台

《事例1》

バス停内での客待ちによりバスの運行等に支障(青森2事例: さくら野百貨店青森店前のバス停、古川バス停)

⇒バスから降車する乗客がいるにもかかわらず、歩道側に駐車していたタクシーがバスの後方から乗客を乗せて発車し、バスを降車する乗客が非常に危険となっている例が発生

《事例2》

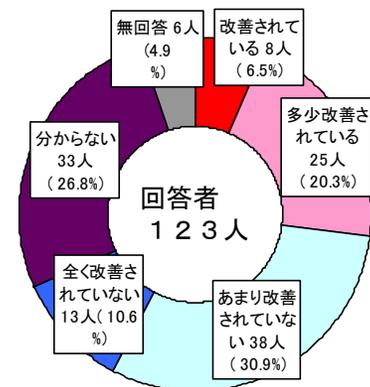
交差点内、横断歩道上等での客待ちにより、一般車両等の通行に支障が発生(青森2事例: 市民病院前、古川バス停・県庁前バス停)

⇒救急車の進入を一時的に妨げた例、帰宅者で混雑する時間帯にもかかわらず、最長で38分もの間、横断歩道上で違法駐車を行っている例有り

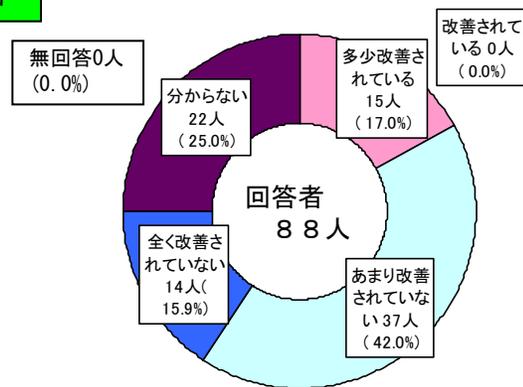
意識調査結果(市民及び事業者の声)

質問: 青森市内の繁華街等における客待ちタクシーの待機駐車等の問題について、どのように感じますか。

市民



事業者



調査結果

タクシー乗り場の環境及び利用状況

- さくら野百貨店青森店前は、タクシーの違法駐車が常態化している一方で、近くにある協働社ビル横の正規のタクシー乗り場は、利用が低調

・協働社ビル横のタクシー乗り場・・・8台
・さくら野百貨店青森店前・・・186台
(12～18時までの30分ごとに駐車しているタクシーの台数を調査した結果(7日間、延べ91回))

タクシー事業者団体の取組

- 青森県タクシー協会青森支部では、協会職員による街頭巡視を行い違法駐車 of タクシーを指導

・毎月、事業者別の指導件数を集計
・件数が5件に達すると、ペナルティーとして、当該事業者の従業員に、街頭指導の当番を義務づけ

指導件数 16年度:3,897件 } 約3分の1に減少(※)
17年度:1,214件 }

※平成18年2月末現在

主な所見表示要旨(青森市内)

- ① 青森事務所の調査結果等を踏まえ、関係団体等に協力を求めるなどして、タクシーの違法駐停車の改善が必要な地点を**点検**し、今後、支障、危険等の高い地点を中心に**駐停車違反実態調査の実施を検討**すること
- ② 当該実態調査結果を踏まえ、**駐停車違反を繰り返すようなタクシー事業者**に対しては、**乗務員の指導監督を徹底するよう指導**すること
- ③ 協働社ビル横のタクシー乗り場については、道路管理者、関係団体等との協議の場を設けるなどして、乗り場の位置も含め、その誘導、案内の表示等、**分かりやすく利用しやすい乗り場の環境整備を図っていくよう検討**すること